

新型コロナウイルス感染症の影響による保育園の入園等に関するFAQ (令和2年4月28日版)

※4月、5月入園が決定している保護者の復職日を最大8月1日までに変更しました。(NO.29) (4月24日更新)

※登園自粛要請期間及び臨時休園期間における4月分の保育料について追加しました。

※4月下旬に、該当する保護者の皆様に、4月分保育料に関するご案内を送付します。手続き等の詳細はそちらをご確認ください。

※5月分の保育料手続き等については、5月中に別途区ホームページ等でご案内します。

NO.	種類	質問	回答	備考
1	4月入園 臨時休園	5月1日に育児休業から復職する予定であったが、育児休業(復職日)を延長できないか	<p>理由を問わず、6月1日まで復職日の延長が可能です。 手続き、入園月等については以下のとおりです。なお、以下①②については臨時休園開始前までと同様の取り扱いとなります。③は臨時休園を受けての追加となります。</p> <p>①<4月6日までに、本人の意図に反して復職できないとしてお申し出いただいた方>(今までと同様の対応です) ・「新型コロナウイルス感染症の影響による育児休業(復職日)・就労開始日の延長届」を保育課入園グループへ4月15日までに提出ください。原則、5月入園(復職日は6月1日まで)の扱いとなります。</p> <p>②<4月6日までに、上記①以外の理由で復職日を延長することをお申し出いただいた場合> 「新型コロナウイルス感染症の影響による育児休業(復職日)変更に関する申立書」をすでにご提出いただいた方は4月登園の有無にかかわらず、4月入園(復職日は6月1日まで)の扱いとなります。 ※今後の提出を予定されていた方については、臨時休園を受け、提出は不要といたします。ただし上記②及び以下③と同様の取り扱いとなります。</p> <p>③<臨時休園を受け、4月7日以降に、復職日を延長することになった方> 育児休業(復職日)の延長手続きは不要です。4月の登園の有無にかかわらず、4月入園の扱いとなります。</p>	4月1日訂正 4月9日更新 4月21日更新(表現変更)

2	4月入園 在園児 臨時休園	上記「NO.1」の場合、臨時休園によって保育料の取り扱いはどのようになるのか。また在園児の保育料の取り扱いについても知りたい。	<p>上記①(4月入園児)については5月分の保育料から発生します。ただし、4月に一度でも登園(入園式、説明会等の出席は除く)した場合は4月入園児と同様の扱いとなります。</p> <p>※NO.23以降に、保育料の日割り計算等について更新しました。 ※4月下旬に、該当する保護者の皆様に、4月分保育料に関するご案内を送付します。手続き等の詳細はそちらをご確認ください。</p>	4月1日追加 ※「NO.15」(4月2日追加) 4月9日更新 4月21日更新 NO.23～28(4月21日追加)
3	4月入園	4月に内定が出たが、新型コロナウイルス感染症が心配で内定を辞退した。その場合でも以後1年間は入園選考において減点の対象となるのか	令和2年3月31日までにご提出いただいた辞退届に、新型コロナウイルス感染症の影響で内定を辞退した旨の記載がある場合に限り、以後の入園選考において減点の対象とはいたしません。	4月1日追加
4	4月入園	渡航制限等の影響で、日本に帰国できず、3月中に内定した保育園の面接や健康診断を受けることができない場合はどうなるのか	<p>【帰国が4月中の場合】 事前に保育課入園グループにご相談ください。原則、帰国が可能になった後、自宅待機等の期間が終了してから、面接・健康診断を受けていただきます。その結果、問題がなければ、登園開始となります。</p> <p>【帰国が5月以降になる場合】 事前に保育課入園グループにご相談ください。そのうえで、対応を検討してまいります。</p>	
5	4月入園	渡航制限等の影響で、4月の1か月間登園できなかった場合、保育料はどうなるのか	保育課入園グループにご相談ください。	
6	在園児	渡航制限等の影響で、日本に帰国できず、2か月以上登園できなかった場合、原則どおり退園となってしまうのか	新型コロナウイルス感染症により渡航制限、自宅待機等の指示により、2か月以上登園できなかった場合に限り、退園とはせず、柔軟に対応してまいります。状況について、保育課入園グループにご相談していただくとともに、現在通園している保育園にきちんと状況をお伝えください。	

7	在園児	学校等の休校、仕事が休業等になり、自宅で子どもを保育できる状況になったため、保育園に通園しなかった場合、保育料はどうなるのか	※NO.23以降に、保育料の日割り計算等について更新しました。 ※4月下旬に、該当する保護者の皆様に、4月分保育料に関するご案内を送付します。手続き等の詳細はそちらをご覧ください。	「NO.14」(4月2日追加) 4月21日更新
8	在園児	新型コロナウイルス感染症の影響が広がっている中、保育園に通園するのは心配だが、園ではどのような予防対策をしているか	現在区内の認可保育施設では、安心して登園していただけるよう、体温の計測、手洗い、消毒や換気など、感染拡大防止策を強化して保育を実施しております。また、万が一新型コロナウイルス感染症が発生した場合、登園等の停止、臨時休園等の対応を行うこととなります。ご理解ご協力お願いいたします。	3月24日追加
9	4月入園 在籍可能期間	4月から復職予定だったが、勤務先が倒産または就労が内定していたが内定取消になり復職できない。この場合退園や内定取消になってしまうか。	新型コロナウイルス感染症の影響で勤務先が倒産または内定が取り消しになった場合に限り、4月1日から 7月31日 までの在園が認められます。事前に保育課入園グループまでご相談ください。 8月 以降も在園継続するためには、 7月中 に就労を開始し、新しい勤務先の就労(予定)証明書をご提出ください。	4月1日追加 4月9日更新 4月24日更新 4月28日更新
10	4月入園 在籍可能期間	4月就労内定で入園したが、 新型コロナウイルスの影響で現在まだ勤務開始できていない 。この場合退園や内定取消になってしまうか	新型コロナウイルス感染症の影響で、本人の意図と反して4月中に勤務開始できなかった場合に限り、 7月中 に勤務開始が可能であれば入園取消、退園等の取り扱いはいたしません。事前に、新たに発行された就労(予定)証明書(備考欄に新型コロナウイルスの影響で勤務開始が遅くなった旨を記載)を保育課入園グループまでご提出ください。	4月1日追加 4月9日更新 4月21日更新 4月24日更新
11	在園児	新型コロナウイルスの影響で、最低就労の基準に満たない就労実績となってしまう。この場合退園になってしまうか	原則、退園の取り扱いとはいたしません。 今年度の現況届(6月~7月頃)を提出していただく際、勤務先から就労(予定)証明書にその旨(〇月はコロナウイルスの影響で勤務日数が少なかった、通常勤務に戻る時期等)記載をしていただくようお願いいたします。	4月1日追加
12	登園自粛	4月2日に「登園についてのお願い(協力依頼)」が保育課から周知されたが、登園自粛の対象期間が知りたい。	登園自粛要請期間は令和2年4月7日(火)から4月9日(金)までです。4月10日以降は、臨時休園となります。	4月2日追加 4月9日更新

13	登園自粛	登園自粛要請期間には登園することはできないのか。	保育が必要な方は、通常どおり登園することができます。今回の登園自粛要請は、自宅で保育が可能な方に対してのお願いとなります。	4月2日追加
14	登園自粛	登園自粛(4月7日から4月9日)した場合も、保育料は通常どおり支払うのか。	登園自粛にご協力いただいた方については、保育料は日割り計算となります。 ※NO.23以降に、保育料の日割り計算等について更新しました。 ※4月下旬に、該当する保護者の皆様に、4月分保育料に関するご案内を送付します。手続き等の詳細はそちらをご確認ください。	4月2日追加 4月21日更新
15	登園自粛	上記「NO.2」＜上記以外の理由で復職しない場合＞は保育料を通常どおり支払うのか。	4月1日から4月6日までは登園の扱いとなり保育料が発生します。 4月7日以降に登園自粛にご協力いただいた場合、日割り計算の対象となります。	4月2日追加 4月9日削除
16	登園自粛	3月中に、自主的に登園を控えていた場合も保育料日割り計算となるのか。	3月分は日割り計算の対象とはならず、全額保育料を徴収いたします。	4月2日追加 4月9日更新
17	4月入園	上記「NO.2」＜本人の意図と反して復職できない場合＞は、4月は登園しない予定だが入園式または入園時の説明会のみ参加した場合、1日の登園として日割り計算されてしまうか。	入園式または入園時の説明会のみ参加の場合は登園扱いにはいたしません。そのため4月分保育料は徴収いたしません。⇒NO.2で回答	4月2日追加 4月9日削除
19	在籍可能期間	求職活動事由で入園した、または在籍しているが、登園自粛及び臨時休園になった場合でも在籍可能期間は3か月間なのか。	新型コロナウイルス感染症の影響で登園できなかった期間(登園自粛要請期間及び臨時休園期間)については、在籍可能期間を延長いたします。 例)4月に入園し在籍可能期間が4月～6月の場合。登園自粛期間及び臨時休園期間が4月7日から5月6日の1か月間だった場合は在籍可能期間を7月31日まで延長します。	4月9日追加

20	在籍可能期間	2か月間登園しなかった場合原則退園になってしまうが、登園自粛や臨時休園の期間についても登園しない期間としてカウントされてしまうのか。	登園自粛、臨時休園期間については「登園しない期間」としてカウントしません。今回は特例として、臨時休園開始前の「登園しない期間」は一切カウントせず、臨時休園最終日の翌日より、2か月のカウントを開始します。 例)臨時休園最終日が5月6日の場合、7月6日までに登園が必要	4月9日追加												
21	5月入園	5月入園・転園の選考は予定どおり行われるのか。また内定した場合、内定日以降5月6日まで臨時休園とのことだが面接・健康診断、入園日の扱いはどのようになるか。	5月入園・転園の選考は通常どおり行います。内定した場合、5月7日以降の面接・健康診断が完了次第、保育開始となります。詳細は内定連絡の際にご案内させていただきます。	4月9日追加												
22	5月入園	5月に内定が出たが、今後の状況を見て内定辞退をした場合は以後1年間に入園選考において減点の対象となるのか	上記NO.3同様、新型コロナウイルス感染症の影響で辞退する場合には、減点の対象とはなりません。辞退届に、新型コロナウイルス感染症の影響で内定を辞退した旨の記載をお願いします。	4月9日追加												
23	保育料の日割り計算(4月分)	4月は登園自粛要請期間や臨時休園があったが、通常保育料の日割り計算等の考え方について知りたい。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日にち</th> <th>内容</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日～6日</td> <td>通常期間</td> <td>登園の有無にかかわらず全額徴収</td> </tr> <tr> <td>4月7日～9日</td> <td>登園自粛要請期間</td> <td>日割り対象(登園日のみ保育料徴収対象)</td> </tr> <tr> <td>4月10日～30日</td> <td>臨時休園期間</td> <td>応急保育の利用の有無にかかわらず無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記表の対象者は令和2年4月に0歳児から2歳児クラスに在籍している子どもです。 ※豊島区外にお住まいの方の保育料の取扱いは、居住自治体にご確認ください。 ※5月分の保育料については5月7日以降の状況によりますが、考え方は上記と同様です。 ※5月分の保育料手続き等については、別途区ホームページ等でご案内します。</p>	日にち	内容	保育料	4月1日～6日	通常期間	登園の有無にかかわらず全額徴収	4月7日～9日	登園自粛要請期間	日割り対象(登園日のみ保育料徴収対象)	4月10日～30日	臨時休園期間	応急保育の利用の有無にかかわらず無料	4月21日追加
日にち	内容	保育料														
4月1日～6日	通常期間	登園の有無にかかわらず全額徴収														
4月7日～9日	登園自粛要請期間	日割り対象(登園日のみ保育料徴収対象)														
4月10日～30日	臨時休園期間	応急保育の利用の有無にかかわらず無料														
24	保育料の日割り計算(4月分)	通常保育料同様、区立・公設民営園の延長保育料についての日割り計算等の考え方について知りたい。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取扱い</td> <td>4月1日～9日のうち、延長保育を利用した日数分徴収します。</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>1名1回あたり：400円 ※1日単位(スポット利用料と同額)</td> </tr> <tr> <td>徴収</td> <td>4月分は一旦月額4,000円を徴収し、6月分以降に差額を充当します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※通常保育料とは異なり、令和2年4月に区立・公設民営園に在籍し、月極延長保育を利用している全歳児の子どもが対象です。 ※私立保育園、地域型保育施設に在籍している場合、延長保育料については在籍園にお問い合わせください。</p>	項目	内容	取扱い	4月1日～9日のうち、延長保育を利用した日数分徴収します。	料金	1名1回あたり：400円 ※1日単位(スポット利用料と同額)	徴収	4月分は一旦月額4,000円を徴収し、6月分以降に差額を充当します。	4月21日追加				
項目	内容															
取扱い	4月1日～9日のうち、延長保育を利用した日数分徴収します。															
料金	1名1回あたり：400円 ※1日単位(スポット利用料と同額)															
徴収	4月分は一旦月額4,000円を徴収し、6月分以降に差額を充当します。															

25	保育料の日割り計算 (4月分)	4月分通常保育料と区立・公設民営園の延長保育料はどのように請求・徴収があるのか。	<p><令和2年4月の通常保育料> 上記NO.23に該当する方は、いったん「4月1日から4月9日までの日割り保育料」を徴収させていただきます。ただし、登園自粛要請(4月7日から4月9日の3日間)にご協力いただいた方は、自粛の日数に応じて6月分以降の保育料に充当させていただきます。</p> <p><令和2年4月の延長保育料(区立・公設民営園在籍児)> 上記NO.24表のとおりです。</p> <p>※4月末で退園する方については個別に対応いたします。</p>	4月21日追加
26	保育料の日割り計算 (4月分)	4月分の通常保育料、区立・公設民営園の延長保育料の充当の手続きについて知りたい。	<p><u>4月下旬に、該当する保護者の皆様に、4月分保育料に関するご案内を送付します。手続き等の詳細はそちらをご確認ください。</u></p> <p><保育料> ①4月下旬に、該当する保護者の皆様に送付予定の「登園状況確認表兼保育料充当申請書」を作成し、在籍園にご提出ください。 ※4月7日～9日に登園自粛をしていない場合は、特に提出の必要はありません。 ※在籍園にて、申請内容と登園状況を確認します。 ②申請内容と登園状況が一致したことを確認後、保育料の充当手続きを開始します。 ※6月分以降の保育料に充当させていただきます。地域型保育事業は園により対応が異なります。各園にお問い合わせください。</p> <p><区立・公設民営園の月極延長保育料> 4月下旬に、該当する保護者の皆様に送付予定の「延長保育利用確認表兼延長保育料充当申請書」を作成し、在籍園にご提出ください。その後の流れは、上記と同様です。 ※月極の延長保育を利用している方は全員お手続きが必要です。ご注意ください。</p> <p>提出〆切:令和2年5月11日(月) ※臨時休園期間が延長された場合は、提出〆切を変更します。</p>	4月21日追加

27	保育料の日割り計算 (4月分)	具体的な日割り計算方法が知りたい。	<p><4月分保育料> 保育料×(a25日-(登園自肅日数+臨時休園日数))÷b25日=4月分保育料 ※a25日は4月の登園可能日数 ※b25日は国が定めた日割り計算における分母 ※10円未満切捨</p> <p><例)保育料階層D16標準時間認定、自肅回数2日の方の場合> 42,000円×(25日-(2日+17日))÷25日=10,080円</p>	4月21日追加
28	保育料の日割り計算 (4月分)	「登園の自肅」とはどのような場合か。	<p>「登園の自肅」とは、登園予定だったが区からの「登園自肅要請」を受けて登園自肅にご協力をいただき欠席した場合が対象です。</p> <p><登園自肅にあたる例> ・勤務先に事情を説明し、または勤務先の配慮等で仕事が休みになったこと によって保育園に登園しなかった場合など</p> <p><登園自肅にあたらぬ例> ・登園予定だったが、保護者または子どもに風邪等の症状があり急遽仕事を休んだこと によって保育園に登園しなかった場合 ・もともと仕事が休みだったため、予定どおり保育園に登園しなかった場合</p>	4月21日追加
29	4月入園 5月入園 育児休業 (復職日) の延長	4月、5月入園の場合の育児休業明けの復職日について、現在豊島区では最大で6月1日までとされているが、今後それは変わらないのか。	<p>新型コロナウイルス感染症の現在の状況を鑑み、復職日を最大で8月1日までに延長します。事前の手続きは不要です。復職後は「復職証明書」を保育課入園グループにご提出ください。慣れ保育の開始時期等については、保育園とご相談のうえ、原則、復職日の一か月前以降に開始していただきますようお願いいたします。</p> <p>例)8月1日に復職する方は7月1日以降に慣れ保育開始。</p>	4月24日追加